

# 政府実行計画における庁舎 E S C O 促進のための 簡易 E S C O 診断実施基準

平成 19 年 3 月 30 日  
地球温暖化対策推進本部  
幹事会 申合せ

## この基準の位置付け

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(以下「政府実行計画」という。)及びその実施要領においては、従来から留保条件なしに「E S C O 事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し」と定めているところであるが、関係府省における簡易 E S C O 診断の実施が必ずしも十分に進んでいない。

その理由の 1 つとして、一般的な E S C O 事業では、E S C O 事業者が実施する省エネルギー設備等の導入によって削減された光熱費の中からサービス料を支払うこととなるが、通常は 5 ~ 10 年程度で投資回収可能な事業計画を立てるため、省エネルギーによる光熱費削減量が小さい建築物については実施できない場合がある、という論点が挙がっている。

そこで、政府実行計画の実施要領の申し合わせに併せて、典型的に E S C O 事業の投資回収が可能である蓋然性が高い建築物の基準を申し合わせ、当該基準に該当する建築物については、早急に簡易 E S C O 診断を実施するものとする。併せて、当該基準に該当しない建築物についても、関係府省において可能な限り簡易 E S C O 診断を実施するものとし、その優先順位の考え方を申し合わせる。

### 【参考】

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(平成 19 年 3 月 30 日閣議決定)

#### 2 建築物の建築、管理等に当たったの配慮

##### (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

E S C O 事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する。

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領(平成 19 年 3 月 30 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)

#### 2 建築物の建築、管理等に当たったの配慮

##### (2) 既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において、既に省エネルギーに係る診断等が行われている庁舎も含めて、更なる省エネルギーの可能性を精査するため、E S C O 事業導入のフィージビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く E S C O 事業を導入する。

## 簡易 E S C O 診断実施基準

( 1 ) 関係府省は、地方支分部局等を含め、それぞれの所管する条件 及び の両方を満たす建築物について、早急に簡易 E S C O 診断を実施する。

条件 延床面積が 5 0 0 0 m<sup>2</sup>以上の建物

条件 建築年数が 1 0 年以上経過している建物

( 2 ) 関係府省は、上記条件 及び に該当しない建築物であっても、下記の指標を勘案して優先順位付けを行い、可能な限り、簡易 E S C O 診断の実施を進める。

指標 年間エネルギー消費量（光熱費）

指標 エネルギー消費原単位（年間消費エネルギー量 / 延床面積）

( 注 ) グリーン診断と E S C O 診断の関係について

国土交通省官庁営繕部が関与している庁舎については、相当部分で既にグリーン診断が実施されているが、グリーン診断はハード面の改修項目の洗い出しに限定されているため、改めて簡易 E S C O 診断を実施する。( E S C O 事業は、ハード・ソフト両面の洗い出しを行うため、ハード的に有効な改修項目が見当たらない庁舎であっても、ソフト面の設備運用方法で費用対効果の高い対策項目が見つかることは十分考えられる。)